

動力炉・核燃料開発事業団廃止業務について

平成 10 年 2 月
通商産業省

1. 基本認識

動燃改革検討委員会報告書「動燃改革の基本的方向」において、問題点として指摘された事項（安全確保と危機管理の不備、閉鎖性、事業の肥大化）を重く受け止め、原子力政策に対する地元と国民の信頼回復のため、当該報告書に沿った動燃改革の確実な実行が極めて重要。

廃止業務についても、立地地元自治体との調整を踏まえつつ、廃棄物の処分も含め、明確に期限を設定し、真に必要な作業に限り行うべきである。

2. ウラン濃縮

- (1) ウラン濃縮事業は既に民間事業化。
- (2) これまでの技術開発により、国内においても民間事業として行えるところまで来ており、対外的なバーゲニングパワーを有するに至っている。
- (3) しかしながら、高コスト、遠心機停止等の問題が生じている。
- (4) 今後、ウラン濃縮機器製造メーカー、日本原燃及び技術を有している動燃が一体となり、ウラン濃縮産業体制を再構築することが重要。この新たなウラン濃縮産業体制の下、ウラン濃縮技術及び人材の民間移転を進め、民間事業が競争力を持つように支援することが必要である。

（参考）

現在、六ヶ所村ウラン濃縮施設において、商業施設 750tSWU／年を操業中、300tSWU／年を建設中。

3. 海外ウラン探鉱

- (1) 動燃が権益を有する鉱区については、他の鉱区が商業化されたにもかかわらず、これまで事業化に着手されなかった理由等を十分検討することが必要である。

(2) また、ウラン資源が石油資源に比べ、開発輸入及び長期契約の比率が高いことも踏まえる必要がある。

(3) 資源セキュリティを考える際に、次の観点を十分考慮すべき。

① ランニングストックとして国内にあるウランは、約2年分の需要量に相当。

② 原子力発電原価に占めるウラン精鉱費の割合は約3%程度。

③ 再処理により得られるウラン及びプルトニウムの有効利用。

(4) なお、民間事業者に対して、石油、天然ガス、石炭、非鉄金属同様ウランについても、事業のリスクを補助する出融資・債務保証制度あり。

(参考)

電気事業者は開発輸入、長期契約等により7～8年先までのウラン資源を手当済（平成8年度実績の開発輸入割合は約22%）。

4. 新型転換炉開発

(1) 原子炉解体技術は既に確立しており、ATR特有の課題を除き、軽水炉への波及効果を期待できるような技術は少ない。

(2) また、解体については、日本原子力発電東海発電所が今年度末をもって営業運転を停止することとしており、「ふげん」に先んじて民間レベルでの廃炉が行われる。